

令和8年度 し尿処理施設維持管理状況報告書

施設設置者名	南部桧山衛生処理組合				
施設名	南部桧山衛生処理場				
施設所在地	檜山郡厚沢部町字美和620番地				
許可(届出)年月日		許可番号		技術管理者名	坂上 拓
処理能力	80KL/日	処理方法(汚水処理)	嫌気性消化・好気性消化+高度処理	汚泥処理設備	遠心脱水機

注1) 「有機性廃棄物」とは、家庭生ごみ、家畜・ペットふん尿、飲食店の残飯、魚腸骨等をいう。また、「その他」とは、他のし尿処理施設から発生した汚泥等のことをいう。なお、コミュニティプラントから発生する汚泥については浄化槽汚泥とすること。

○ し尿等搬入状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
汲み取りし尿(kL)	959												959
浄化槽汚泥(kL)	354												354
有機性廃棄物(kL)													
その他(t)													
計	1,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,313

○ し尿等処理状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
汲み取りし尿(kL)	959												959
浄化槽汚泥(kL)	354												354
有機性廃棄物(kL)													
その他(t)													
計	1,313	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,313

○ 排水等の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
し尿	pH	7.9											
	BOD又はCOD(mg/L)	2,458											
	SS(mg/L)	548											
浄化槽汚泥	pH	-											
	BOD又はCOD(mg/L)	-											
	SS(mg/L)	-											
放流水	pH	7.6											
	BOD又はCOD(mg/L)	3.2											
	SS(mg/L)	13											
	大腸菌数(コロニー形成単位/ml)	0											

注1) 排水基準に係る項目(基準省令第1条第2号第14号ハ(2)に規定する項目を除く)、地下水等検査項目について水質測定を実施した場合は、計量証明書を添付すること。